

第3回滋賀県総合教育会議

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

～地域で共に生きる特別支援教育の推進～

平成29年8月31日（木）

14:00～16:00

北新館3階中会議室

ゲストスピーチ

長浜養護学校教頭 原 一正氏

守山北中学校教諭 松田充史氏

資料 1

生徒作品

- ・屏風：愛知高等養護学校
- ・ランプシェード等：
長浜北星高等養護学校
- ・花等：甲南高等養護学校

視
点

【インクルーシブ教育では】

・障害のある子どもにとって

「共にすごす場」

「多様な学びの場が準備され、
子ども（保護者）が選択できる」
「切れ目のない指導・支援が受けられ、
学びの場に連続性がある」

・障害のない子どもにとって

「障害の理解につながる場」
「多様な価値観を理解し心豊かに成長する場」

↓
共生社会の形成者

内
容

1 体験活動（10分）

- ・目的：「多様な子どもたちの教育」について考えるため、障害の疑似体験を行う
- ・体験内容：発達障害（ものの見え方等） 肢体不自由（手の動きと教材の工夫等）など（2～3プログラムを準備）

2 インクルーシブ教育システムの構築に向けて（10分）

- ・「多様な学びの場と選択」「学びの連続性」について ※ 資料1 多様な学びの場

3 多様な学びの場での実践について（30分） ※現場より説明（写真等）

- ・通級指導教室での学習
- ・特別支援学級での学習
- ・副次的な学籍による学習（長浜市内小学校、長浜養護学校）
- ・特別支援学校での学習（重度重複児童の学習の様子、共に生きる力を培う「しがしごと検定」など）

4 意見交換（60分）

【インクルーシブ教育
システムの目指す姿】

- ・多様な学びの場として
どのような場を準備
するか
- ・多様な学びの場にお
ける課題

※インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。